

国際学術交流事業について

国際学術交流委員会

当委員会では、一昨年来、国際学術交流事業について検討を重ねてきました(天気, 1984, Vol. 31. 6. 参照). 本事業は、外国の研究者のわが国への招へい及び外国で開催される国際研究集会へのわが国の研究者の参加について援助を行い、また、わが国で開催される国際研究集会に対応するなど、国際学術交流の促進に役立つ事業を行うものです。

昭和60年度には次の事業

- (1) 中国気象学会訪日代表団の招待
- (2) IAMAP 総会(1985)出席者の旅費もしくは滞

在費の補助
が予定されています。

事業の運営にあたっては国際学術交流基金が設立され、その利子が事業費に充当されます。また基金の運用は、下記の国際学術交流基金運用要領によって行われます。

基金の設立当初は、利子によって十分な事業費を得ることは困難です。当面、本事業に賛同して寄せられる寄付金等によって事業が行われる予定です。

記

国際学術交流基金運用要領

1. 国際学術交流基金の目的
各国の気象学関係組織もしくは研究者と日本気象学会もしくはその会員(以下会員という)の学術交流の援助を目的として補助金を支出する。
2. 補助金の支出対象
次の活動に必要な経費の補助金として、旅費もしくは滞在費の一部または全額の補助に必要な支出を行う。
(1) 外国で開かれる国際学術研究集会等(原則として、日本気象学会があらかじめ指定したもの)への会員の出席
(2) 外国の研究者のわが国への招へい
このほか、国際学術交流に貢献する事業の援助および日本気象学会が行う国際学術交流に貢献する事業に必要な支出を行う。
3. 補助金の応募

2.(1)については、当該会議等へ出席する会員が、また2.(2)については、招へい者である会員が、所定の申請書類を国際学術交流委員会(以下委員会という: 日本気象学会事務局気付)に提出する。また、国際学術交流に関する事業の援助を受ける場合は、その事業の責任者である会員が委員会に申請する。

4. 補助金受領者の選考

- (1) 委員会は、補助金の受領者の選考を行う。
- (2) 委員会は、選考にあたって学識経験者よりなる選考委員会を設けることができる。

5. 補助金受領者の義務

補助金の受領者は、当該活動の終了後30日以内に、本人または招へい者もしくは事業の責任者である会員によって、委員会に報告書を提出しなければならない。